



平成 22 年 11 月 16 日

各 位

会 社 名 オリエンタル酵母工業株式会社
代表者名 取締役社長 中村隆司
(コード番号：2891 東証第二部)
問合せ先 管理本部経営企画部長 佐藤 彰
(TEL. 03-3968-1125)

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に係る承認決議
並びに
全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 10 月 28 日付当社プレスリリース「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」(以下「平成 22 年 10 月 28 日付当社プレスリリース」といいます。)にてご報告申し上げておきますとおり、本日、当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式(下記「I. ②」において定義いたします。)の全部の取得に係る各議案について、臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)及び当社普通株主様による種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、下記のとおり、いずれも原案どおり承認可決されましたので、お知らせいたします。

この結果、当社の普通株式は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の上場廃止基準に該当することとなりますので、本日から平成 22 年 12 月 16 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 22 年 12 月 17 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社の普通株式を東京証券取引所市場第二部において取引することはできません。

また、当社は、本日開催の取締役会において、全部取得条項付普通株式の取得について、平成 22 年 12 月 21 日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主様(当社を除きます。)をもって、当該株主様の保有する全部取得条項付普通株式を当社が平成 22 年 12 月 22 日付で取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式 1 株につき 0.000000802 株の割合をもって当社の A 種種類株式(下記「I. ①」において定義いたします。)を当社が交付する株主様として定めることを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I. 当社の 100%子会社化のための当社定款の一部変更等の内容

当社は、平成 22 年 10 月 28 日付当社プレスリリースにてご報告申し上げておきますとおり、以下の①から③の方法による当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式の全部の取得(以下、総称して「本 100%子会社化手続」といいます。)について必要なお承認をいただくため、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、従前の普通株式に加えて、普通株式に優先して残余財産の分配を受ける株式である A 種種類株式(以下「A 種種類株式」といいます。)を発行する旨の定めを設け、当社において普通株式とは別の種類の当社の株式を発行できるものとするにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社(会社法第 2 条第 13 号に定義するものをいいます。以下同じです。)に変更いたします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。)を付

す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部（当社が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を0.000000802株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。

- ③ 会社法第171条第1項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付普通株式1株と引換えにA種種類株式を0.000000802株の割合をもって交付いたします。なお、株式会社日清製粉グループ本社（以下「日清製粉グループ本社」といいます。）以外の各株主様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。また、交付されるA種種類株式が1株未満の端数となる各株主様につきましては、会社法第234条その他の関係法令の定めに従って、最終的には金銭が交付されることとなります。

II. 当社定款の一部変更（本100%子会社化手続のうち①及び②）の承認決議

1. 承認可決された事項の内容

本100%子会社化手続のうち①及びこれに伴う所要の定款変更（以下「定款一部変更の件A」といいます。）は、本臨時株主総会における第1号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。また、本100%子会社化手続のうち②の定款変更（以下「定款一部変更の件B」といいます。）は、本臨時株主総会における第2号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも原案どおり承認可決されました。本臨時株主総会第1号議案に係る定款変更の内容は、平成22年10月28日付当社プレスリリースの「I. 1. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（定款一部変更の件A）」に記載のとおりであり、本臨時株主総会第2号議案及び本種類株主総会における議案に係る定款変更の内容は、平成22年10月28日付当社プレスリリースの「I. 2. 全部取得条項に係る定款一部変更の件（定款一部変更の件B）」に記載のとおりです。

2. 定款変更の効力の発生

定款一部変更の件Aに係る定款変更は、本臨時株主総会の第1号議案の承認可決をもって既に効力が発生しております。また、定款一部変更の件Bに係る定款変更の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、平成22年12月22日に発生いたします。

III. 全部取得条項付普通株式の取得（本100%子会社化手続のうち③）の承認決議

1. 承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得（本100%子会社化手続のうち③）は、その他の必要事項の決定について取締役会にご一任いただくことを含め、本臨時株主総会における第3号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。当該議案の内容は、平成22年10月28日付当社プレスリリースに記載のとおり、会社法第171条第1項並びに定款一部変更の件A及び定款一部変更の件Bによる変更後の当社の定款に基づき、取得日（下記2.において定義いたします。）において、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、取得日前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された当社を除く全部取得条項付普通株式の株主様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、定款一部変更の件Aに係る定款変更に基づき新たに発行することが可能となったA種種類株式を0.000000802株の割合をもって交付するものです。当該交付がなされるA種種類株式の数は、日清製粉グループ本社以外の各株主様に対して当社が交付するA種種類株式の数が1株未満の端数となるように設定されております。

2. 全部取得条項付普通株式の取得の効力の発生

全部取得条項付普通株式の取得（本100%子会社化手続のうち③）の効力は、本臨時株主総会における承認可決により、定款一部変更の件Bに係る定款変更の効力が生じることを条件として、平成22年12月22日（以下「取得日」といいます。）に発生いたします。

3. 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得（本 100%子会社化手続のうち③）の効力が生じた場合、上記のとおり、当社は、取得日に株主様から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、各株主様に対して取得の対価として、定款一部変更の件Aに係る定款変更に基づき新たに発行することが可能となったA種種類株式を、全部取得条項付普通株式1株につき0.000000802株の割合をもって交付いたします。

また、かかる株主様に対する交付の結果生じるA種種類株式の1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するA種種類株式を、会社法第234条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社では、会社法第234条第2項の規定に基づき裁判所の許可を得てA種種類株式を日清製粉グループ本社に売却することを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に800円（日清製粉グループ本社が平成22年7月30日から当社普通株式に対して行った公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の際における当社普通株式1株当たりの買付け価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

IV. 全部取得条項付普通株式の取得に係る日程の概要（予定）

全部取得条項付普通株式の取得に係る日程の概要（予定）は以下のとおりです。

臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会開催日	平成22年11月16日（火）
種類株式発行に係る定款一部変更（定款一部変更の件A）の効力発生日	平成22年11月16日（火）
整理銘柄への指定	平成22年11月16日（火）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の基準日設定公告	平成22年11月17日（水）
当社普通株式の売買最終日	平成22年12月16日（木）
当社普通株式の上場廃止日	平成22年12月17日（金）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の基準日	平成22年12月21日（火）
全部取得条項に係る定款一部変更（定款一部変更の件B）の効力発生日	平成22年12月22日（水）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式の交付の効力発生日	平成22年12月22日（水）

V. 支配株主との取引等に関する事項

上記「Ⅲ. 全部取得条項付普通株式の取得（本 100%子会社化手続のうち③）の承認決議」の全部取得条項付普通株式の取得（以下「本取得」といいます。）は、支配株主との取引等に該当します。当社が平成22年6月29日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情」に記載している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」への本取得の適合状況は以下のとおりです。

当社は、本取得が支配株主との取引等に該当することから、本取得の公正性を担保するために、上記「Ⅲ. 3.」のとおり、A種種類株式の売却価格について、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株式の株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に800円（本公開買付けにおける買付け価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております（本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性等を担保するための措置として当社が講じた措置につきましては、平成22年7月29日付当社プレスリリース「支配株主である株式会社日清製粉グループ本社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」においてご報告申し上げましたとおりです。）。また、利益相反を回避するための措置として、当社取締役のうち、日清製粉グループ本社の取締役副社長を兼務している宮内泰高氏は、当社取締役会の本取得に関する審議及び決議には参加しておらず、当社の立場において日清製粉グループ本社との協議・交渉に参加しておりません。また、当社の監査役のうち、日清製粉グループ本社の従業員である本田信

行氏は、同様に利益相反防止の観点から、当社の取締役会の本取得に関する審議には参加しておりません。さらに、これらの取締役会決議の方法その他の利益相反を回避するための措置に関して、法務アドバイザーである増田パートナーズ法律事務所の法的助言を得ております。

また、上記平成22年7月29日付当社プレスリリースにてご報告申し上げますとおり、当社は、本公開買付け及びその後の各手続により当社が日清製粉グループ本社の100%子会社となる一連の手続を行うことに関して、平成22年7月29日開催の当社取締役会において当社の支配株主である日清製粉グループ本社と利害関係を有しない当社の独立役員後藤明史氏より、本公開買付けの目的、交渉過程の手続、対価の公正性、本公開買付けの公正性を担保するためのその他の措置について及び当社の企業価値向上などの観点から総合的に検討したうえで、本公開買付け及びその後の各手続により当社が公開買付け者の100%子会社となる一連の手続を行うことが、少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の意見を入手しております。

なお、平成22年6月29日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している指針は「支配株主である株式会社日清製粉グループ本社との取引等につきましては、他の資本関係のない会社と取引する場合と同様、製商品の売買等は市場価格等をもとに取引を行っております。」、「不動産売買等重要性の高い取引が発生した場合には、他の資本関係のない会社との取引と同様に外部の第三者機関の評価等により取引価格を決定いたします。」、「監査役制度を採用しており、監査役4名のうち1名は支配株主と利害関係のない弁護士を社外監査役として招聘しております。内部監査部門としては社長直轄の内部統制室を設置し、当社グループ各社の業務執行の適法性について監査を行っております。」というものであります。

以 上